

京都における派出看護

— その「職業」確立化過程について —

橋本 やよひ*

はじめに

わが国の現代史にあって、第2次大戦はさまざまな意味において、歴史の転換点であった。看護においても、それは例にもれず、大きな影響を及ぼした。第2次大戦を区切りとして、わが国の近代看護史は、戦前史と戦後史とに大別することができる。

戦後史は、GHQの指導によるアメリカ方式の近代看護体系の移植によって始まったともいえる。以来、看護は「科学」として定立されるべきものであり、かつ「専門職業」として社会的に認められねばならない存在として強調されてきた。戦後30年たったいま、それは一定の前進を遂げつつあることを認めないわけにはいかないだろう。

しかしながら、いま1つ考えてみなければならぬのは、戦後の看護の発展過程において、戦前の遺産が正しく受けつがれ、発展させられてきたのだろうか、という点である。現在の体系をつくるにあたって、戦前の労働形態や教育訓

練方式などが十分に考慮されたとはいいがたい。あらたに医療や看護のシステムを、ある国や地域に導入しようとするとき、その成功を保障するために決定的に重要なことは、そのシステムがその国や地域の歴史的、文化的背景を考慮して組み立てられたものかどうか、である。いかに優れたシステムや技術も、まったく文化の異なった場所では、その意味あいも生かされなかったり、場合によっては、既存のシステムとの葛藤や混乱も生じさえする。

アメリカでこそ発達しえた“科学的で専門性の高い看護”が直輸入されたことじたい、どこかに無理はなかっただろうか。戦前の看護を「経験主義的」「非科学的」「医師従属的」なものとしてイメージを固定化し、無視、否定してしまうことはなかっただろうか。だからこそ、今だに「看護の科学とは？」とか「専門職業として看護を確立していくには？」などと模索せざるをえない状況が生まれているのではないだろうか。アメリカ看護体系と日本に既存の看護体系との“葛藤”が、連綿と続いていることの表われではないだろうか。

* 筑波大学

こうした看護界内部の問題とともに、一方では核家族化の進行、人口の老令化、慢性疾患の増加などの社会構造、疾病構造の変化に伴って、在宅医療、在宅看護の重要性が再認識されつつある。そして、「継続看護」や「総合看護」の概念が提唱され、「訪問看護」の意義が強調されてきている。「地域看護」も、看護界ではすでに市民権をえたことばとなっている。

にもかかわらず、現在の日本での国民のもつ看護のイメージは、いまだに医師の補助者的役割の域を脱して、看護固有の役割や機能を理解し、看護婦にそれを期待するまでにはいたっていない。

看護をとりまくこれらの現実の中で、今われわれが今後の指針を見いだそうとするとき、日本の看護の原点、すなわち、戦前史をもう一度とらえなおすことは、それなりに意味のあることと考えられる。ここでは、日本的風土の中で育った医療・看護の1つの形態として「派出看護」をとりあげることとした。そして、ことにその活動の中に見られる専門職化への胎動を感じ、派出看護の職業的確立の過程を検討することにした。

1. 対象および方法

ひとくちに派出看護といっても、地域的な違いがみられる。東京や京都などのように、明治中期から開始されたところと、新潟のように大正に入ってから始まった地域と、大まかに2つに分けることができる。そこで、今回は以下に述べる理由から、わが国に近代看護教育が導入されて間もなく、派出看護活動が開始された京

都を扱うことにした。

(1) 京都においては、明治19年、新島襄、ジョン・C・ベリーらによって、京都看病婦学校が設立された。この学校は、その設立資金を住民の浄財に負うところが大きく、それゆえ校名を「同志社」とせず「京都」としたことにもみられるように、看護婦あるいは看護教育そのものが、“地域の人々との結びつき”の強いものであったこと¹⁾。

(2) 明治25年には、平安教会（京都教会の前身）を中心として、地域の貧困家庭を中心に無料の訪問看護活動が開始され、社会事業として貧困と疾病に苦しむ住民へ、看護の手をさしのべたわが国最初のケースがみられたこと^{1) 2)}。

(3) 明治26年に、京都看病婦学校の卒業生によって、東京に次いで看護婦会が設立され、地域の看護需要に派出看護をもって応じていたこと、すなわち、派出看護においても草分けの存在であること。

以上の3点である³⁾。次に、方法としては、文献的なアプローチをとった。明治27年の創刊以来、昭和16年までの約50年間、京都における医事全般を取り扱った雑誌「京都医事衛生誌」（月刊）の中から、看護婦・派出看護婦・看護婦会などの記事をひろい出し、これを整理・分析した。その枠組みとしては、一般によくいわれる専門職業の備えるべき条件を採用し、これらの相互連関の中から、看護の職業的確立の過程を描いてみることにした。

その条件は以下にあげた6点である。

① 理論的知識に基づいた技術と専門化された長期間の教育訓練

- ② 厳密な資格試験のパス
- ③ 職業団体の結成
- ④ 一定の行動規範の形式
- ⑤ 公共の利益優先
- ⑥ 職務上の自律性

2. 結果および考察

専門職業としての6点の構成要件がいかなる内容と相互関係をもっているのか、またそれが専門職業を成立させる上で、どのように規定しあうのか、という点についてごく簡単な図を描

くと次のようになると思われる(図1)。すなわち、その「職業」そのものが、それをなりわいとする人々の中で同一化されて認識されているかどうか、そしてまた、その「職業」が社会的に有用なものとして認知されているか、という2側面があると考えられる。

前者にかかわるものとしては、専門的な知識・技術とそれを支える長期間の教育訓練・そして職業倫理に代表されるような行動規範がある。さらに、これらの積み上げの結果として獲得される職務上の自律性という流れを考えるこ

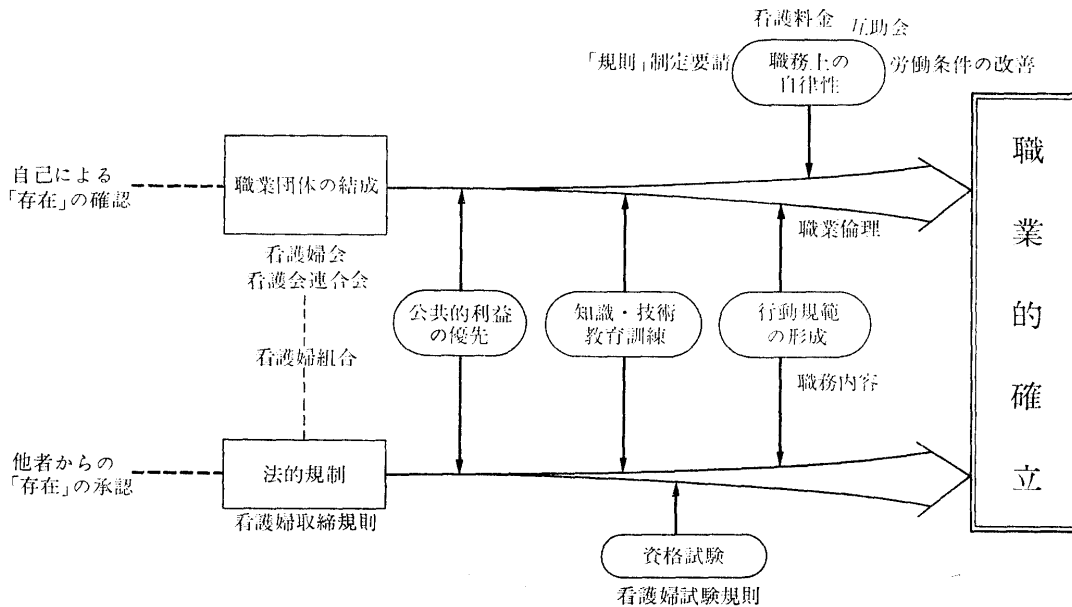


図1 専門職業の条件相互関係

とができる。一方、その「職業」の他者からの容認では、代表的なものとして国家による法律がある。これには、教育訓練の期間や内容の規制、標準化とともに、質の同一性を保障し、身分を保護するための資格試験が関与する。続いて、職務内容の規制も含めて、行動規範が明示されることになる。

これらの2つの流れがうまくかみ合い、支えあって、職業の確立、専門職業化の達成につながっていくのである。

こうした観点から、京都における派出看護婦たちの動きをみると、いくつかの興味ある事実がみられた。

2-1 職業団体の結成とその活動

(A) 看護婦会の設立

基本的に派出看護婦は、独立した個人として“営業”してはいなかったようである。派出看護婦はたとえ1名であっても看護婦会をつくり、そこを職場として患家に赴き、看護活動に従事した。

京都において初めて看護婦会が創立されたのは明治26年8月である。これは東京より約2年遅い。佐藤三枝、富永春、宅原喜濃らによってつくられ、名称は京都看病婦会といった。設立動機は、「米国には看護婦会なるものありて招聘仲介等の労を執りて便なりと聞き」と述べている⁵⁾。看護婦個人が私的なルートで情報を得て派出することの不便さがあったのであろう。ある人には集中的に依頼があり、ある人にはほとんどないということが起こったり、また派出先で2人の看護婦が出会ったり等、多くのことが考えられよう。

また明治29年8月には、天田郡看護婦人会が設立されている。その設立趣意書⁶⁾の中には次のように看護が患者にとって有用なものであることをうたっている。「凡ソ生死ノ境界ヲ転変スルモノ医薬ト看護ノ並行ヲ得サルニ抛ルモノ多シ故ニ医薬ト看護トハ尙車ノ両輪ノ如ク相依テ離ルベカラザルモノタリ然ルニ世人往々医薬ヲ主トシ看護ヲ忽ニスルモノ少シトセス是レ病者ノ不幸ヲ来ス所以ナリ…要スルニ看護婦ナルモノハ天災地変ノ救護伝染病其他一切ノ傷病者ニ対シ大ニシテハ国家ノ為メ小ニシテハ一郡一家ノ為ニ生命財産ノ保険上一日モ必要欠クベカラザルモノタリ本会ハ爰ニ視ル所アリ天田郡看護婦人会ヲ設立シ看護婦ヲ養成シ懇切周倒ヲ以

テ広ク傷病者ノ苦悩ヲ軽減セントス」看護婦および看護そのものが軽視されている世情を嘆き、専門的な技術をもった看護婦が世話をすれば、患者の苦悩も軽減されるであろうと訴えている。看護婦の養成にも力を入れている。会則⁷⁾第8条には、現任訓練について次の規定がある。「会員ハ毎月二回講師ヲ聘シテ講演会ヲ請フモノトス、但シ尚数週ニ渉リ講演ヲ開クアルベシ」。さらに興味深いことに、第11条で「自宅看護ハ主治医ノ紹介又ハ承諾アルニ非ラザレバ派遣セザルモノトス」という規定がみられることである。この規定は他にはみられない。派出看護の契約が患者（家）対看護婦会というだけでなく、そこには医師が介在するのである。医療が医師と看護婦の、両輪で動くものであるからには、それは当然であるかもしれない。まして郡部であるがゆえに医師との協力体制が重視されたのであろう。

これら私設の看護婦会の設立と相まって、日赤においても、明治28年9月、京都支部は平安看護会を創立している⁸⁾。ちなみに、日赤本社は明治30年に看護婦外勤部を設置している。平安看護会の設立目的は

- ① 日赤京都支部養成看護婦の実地復習
- ② 一般病者看護及び赤貧患者無料救護

であった。「殊に夫々正則の學術を卒へたる卒業生のみをの集団なれば他の信用も歳と共に加わり」とのべられているように、京都府立療病院に委託されて教育を受けた日赤看護婦によって構成されていた。平安看護会は、後、京都において看護婦会のリーダーシップをとっていく会であることを、ここではふれておくことにしよ

表1 明治28年における京都市内の看護婦養成所

学 校 名	卒業生	就学生
合 計	134	81
日赤京都支部看病婦養成所 ただし京都府立療病院囑託	25	24
同志社看病婦学校	63	22
平安看護会	23	0
京華看病婦学校	14	18
看病婦養成所	不詳	不詳
京都看病婦会	9	17

う。

ところで、明治20年代末期の看護婦養成はいかなる状態であったのだろうか。表1⁷⁾に示したように、京都市内で3校が就学生を擁しており、1看護婦会が同様に就学生をかかえている。まだ看護婦会による看護婦教育は少ないが、天田郡の例にもみられるように、郡部でも始まっている。また、伝染病の流行に伴い、明治30年に伝染病予防法が制定され、各地に避病院がつくられることになったが、ここで働く看護婦の供給のために、速成の看護婦養成コースが開始された⁸⁾。すでにこのころから、看護婦の教育訓練期間の長いものと短いものとが生ずるのである。

きちんと訓練された看護婦、中途半端な、速成の訓練しか受けなかった看護婦、そして就学生と、三者が入り乱れて、派出看護に、病院看護についていたことは容易に想像できよう。

このような状況の中で、派出看護婦に対して医師側からいくつかの注意が寄せられている。これは明治28年12月のことである⁹⁾。

- ① 医師は懇に看護婦を指導し、必要によってなるべく看護婦を雇い入れるよう患家に

説得すること

- ② 看護婦は溫柔恭謙であって、医師の指揮を遵守すべきこと
- ③ 看護婦は現在漸く世間の信用を得ようとしている時期であるので看護料金はなるべく高くならないよう努めること
- ④ 医師は看護婦が特に苦勞するような場合、特に相当の報酬を与えるよう患家を説得すること（貧家は例外である）
- ⑤ 未習熟の看護婦を派遣しないこと
- ⑥ 看護婦派出に当って、相当の証を携帯させ、治療医に提示すること
- ⑦ 患家において看護婦が不都合な行為をした場合、医師は看護婦会に連絡し、譴責を求めること

以上の7点である。未熟な看護婦を派遣したり、高額な看護料金を要求したり、医師の治療方針を無視する場合がみられたことを知ることができる。しかし、医会(京都医会)としては、看護婦が世の中に認められつつある時期であることを考慮した上で、看護婦にとって不利になることを避けるように注意した点で、かなり好意的であるともいえる。

ところが、明治30年代の初めの頃の京都医事衛生誌への投書には、看護婦の乱脈ぶりを嘆き、これを取締る法律をつくるようにという主張をもったものが散見される。例えば、医師らしい投書者は次のようにいう。

「彼等の或物は銘酒屋を距る幾歩、矢場を距る幾歩隠密の待合所たらずんば白昼の魔窟なり。会員はこれ束縛なき女郎同然、我儘極まる芸者同然……到底制御すべからざる彼等は益々

表2 明治37年12月の京都府下看護婦数

合	計	422
市	内	380
郡	郎	42
京都市	上京区	251
京都市	下京区	129
愛宕	郡	4
葛野	郡	3
紀伊	郡	7
宇治	郡	1
久世	郡	2
綴喜	郡	1
船井	郡	1
天田	郡	10
何鹿	郡	1
加佐	郡	3
与謝	郡	4
中	郡	3
竹野	郡	2

以て破徳の婦女となる。……斯道の衰頻も甚しき哉そもやナイチンゲール何処にある。……看病婦なるもの其事業たるや賤しきか如くして然らず高潔なる事業は此上に出るものなく又以て社会数多の女子事業中にも最も優美高尚なるものなり……最後に於て道徳の緊要と如何なる道徳を看病婦道徳と云ふべきかを論じ併せて看病婦会をして政府監督の下にたたしめ看病婦の職務をして内務省試験を要する医術開業の如くし看病婦の地位をつくと共に又合せて看病婦会の社会に対する務を明ならしめんとす。』¹⁰⁾

看護界外部からの批判は、単に興味本位に看護婦の乱行を述べるにとどまらず、本来の看護精神・看護婦道徳の確立を訴えているところにその意義があろう。

こうして、まだ看護婦会が個々別に活動していた時期（明治30年代の半ばまで）は、さまざま

まな会が、雑多の会員をかかえて看護にあたり、看護倫理なども確立されず、主に行動規範の形成という点では、外部からの注意の喚起というかたちでなされてきていたことがわかる。しかも、その主張は、医師によるものが圧倒的に多い。知識や技術の体系も、京都看病婦学校で教授されたものに比較して優れたものになっているという保障はどこにもなく、むしろそれまで2年だった教育課程が1年に短縮されたものも現われるなど、社会よりの要請をうけた安上りの看護婦が生まれてきつつあった。

(B) 京都府看護婦会連合会の成立

これまで述べてきたような事情は、決して看護婦や看護婦会の評価を高めるものばかりでないことは明らかであった。しかし、ことに明治中期の新政府の政治方針の確立に伴って富国強兵、殖産興業がその中心にすえられると、農村からは女子労働力の流出がさかんになっていった。そのうちのある者は女工にある者は“知的で魅力的な職業”の看護婦になっていった。

明治37年12月、京都府下の有免許の看護婦は表2のようであった¹¹⁾。京都市部に90%が集中している。これら正規の看護婦のうらにおびたらしい数の無免許看護婦がいたことは多くの人が指摘するところでもある。

看護婦会の数も府内で33に増加していた。その結果として「種々の悪弊を生じ、事務の執行は統一を欠き」不都合がおきることがたびたびあった。こうした問題を解決するために、京都府看護婦会連合会が明治40年結成された¹²⁾。連合会結成に努力をしたのは日赤京都市部と深い関係をもっている平安看護会と協同看護婦会であ

表3 京都看護会連合会の看護料金

疾 病	1等看護婦	2等看護婦
普 通 病	70銭	60銭
ら い ・ 結 核	1円	80銭
赤 痛 腸 チ フ ス ジ フ テ リ ア し ょ う 紅 熱	1円20銭	1円
天 然 痘 コ レ ラ	2円	1円50銭
発 し ん チ フ ス	2円50銭	2円
ペ ス ト	3円	2円50銭

※ 明治42年11月の料金改正で、天然痘は1等1円20銭に、2等1円に値下げ丹毒は1等1円、2等80銭とした。

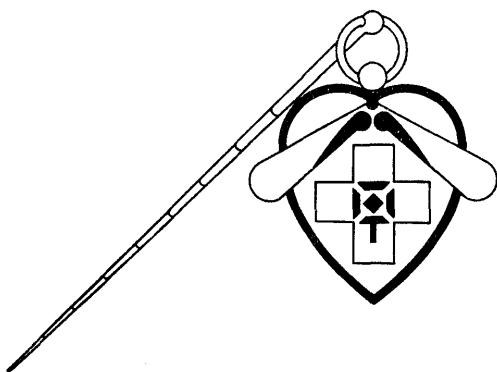


図2 京都府看護会連合会徽章（これは平安看護会の分、楓花の下に各会の紋章が入る）

った。

連合会の目的は「本会ハ連合看護会互ニ気脈ヲ通シ協同シテ斯道ノ発達ヲ期シ業務ノ統一ト風紀ノ振肅ヲ図ル」というものであった。加盟19会によって発足している。

業務の統一のため、連合会は次の3点を実施した。第一に、看護料金の制定である。会ごとに料金がちがうことは当然患家の疑惑を招く。また、伝染病の料金で看護する場合も、その発

病日をもって起算する会と、医師の診断日をもって起算する会とがあつて、不都合はいろいろとあつたらしい。料金表は表3に示した。第2は、体温表、看護日誌の全会同一化である（これらの様式は資料がなく、知り得ない）。第3は徽章の制定であつた。京都府看護会連合会加盟の看護婦会から派出してきたものであることを知らせようとするものである。徽章の一部分には看護婦会独自の紋も入れ、一目で看護婦会もわかるようになっている。図2は平安看護会のものである¹³⁾。

風紀の振肅についても、それを問題にしなればならないような事態が多々あつたようで、連合会は再三、各看護婦会あてに注意書を送つてゐる。例えば、

- 一、 詔勅ヲ奉体シテ忠実業ニ服シ克ク勤メ
 儉約ヲ守リテ華美ヲ去リ操業ヲ謹ミ信
 義ヲ重シ荒ムコト無ク怠ルコトナク自
 ラ疆メ以テ看護婦ノ体面ヲ汚ササラン
 コトヲ努メラルヘシ
- 一、 看護婦ハ學術ニ上達シ実地ニ經驗ヲ重
 スルモ親切忍耐廉潔等ノ一ヲ欠クトキ
 ハ業務ヲ全フスル能ハサルコトハ諸氏
 克ク知ラルル処ナリ而シテ又品位ヲ保
 チ徳義ヲ重シテ各自其業務ヲ全フセン
 コトヲ期セラルヘシ
- 一、 患家ヨリ受クル処ノ食餌其他待遇ノ厚
 薄ニ依リ職務ニ差違アルヘキ筈ナシ然
 レトモ万一之レアルニ於テハ看護婦ノ
 本分ヲ忘却スルモノナレバ斯ル行為ナ
 キ様注意セラルヘシ
- 一、 派出勤務中猥ニ外出スルコトヲ得ス

一、身体ハ清潔ヲ保タサルヘカラスト雖モ
容色ヲ飾リ嬌態ヲ扮スル等ノコトアル
ヘカラス¹⁴⁾

などと、具体的、抽象的にそのモラルの向上のために注意を発している。また、無免許看護婦の行為に対しても注意がなされている。「近頃助手看護婦ヲシテ免許看護婦ノ如ク単独看護ニ従事セシムルノ会主又或ハ恬然之ニ従事スルノ助手看護婦モ往々有之ヤニ伝聞ス実ニ不都合ノ至リニテ……違法ノ行為無之様御注意相成度……」¹⁵⁾と、地域住民への看護サービスの低下がみられている現状を厳しく批判し、改善を促そうとしている。

看護婦自身、看護婦会連合会自体が、自分たちの規範を形成するために、努力する姿がここにはみられる。業務統一という職務上の自律性ととも、職業倫理が一段と明確化されてくる時期として注目されよう。

(C) 京都看護婦組合の成立¹⁶⁾

明治45年5月、府令第42号で看護婦取締規則が改正¹⁷⁾され、看護婦組合に関する事項が追加された。それは次のようなものであった。

- ① 看護婦は警察官署の区域により、組合を設けること
- ② 看護婦は居住地の組合に加入すべきこと、ただし官公立病院、赤十字社に勤務する者は任意であること
- ③ 組合は次の事項に対し規約を定め、京都府の認可をうけること、(イ)看護料、(ロ)役員
の権限、選任、解任、(ハ)経費の賦課徴収方法、
会計、(ニ)違約者処分、(ホ)その他
この法改正によって、京都看護婦組合が結成

され、同時に、京都府看護会連合会はその使命を果たしたということで解散するにいたった。この京都看護婦組合は京都府看護会連合会のような自発的な団体ではなく、むしろ、警察の取締行政の一環として登場した。そのため、「看護婦免状ヲ有シ其業務ニ従事スル者ハ本組合ニ加入スヘキモノトス」と規約に定めてあるように強制加入制をとっている。

この組合をつくるにあたっては、非常に多くの会合がもたれたことが雑誌の記事にみられた。京都の看護婦たちにとっては、「組合をつくらなければならない」ということがいかに重大なこととして受け取られたか、想像できよう。組合創立にあたっては、協同看護婦会幹事上野直次郎、同会主西山徳子、平安看護会田中秀三、共愛看護婦会富永春らが中心となった。協同看護婦会および平安看護会は、ともに京都府看護会連合会においても指導的な役割を担った会である。さらに興味深いことに、組合の正副会長を当分の間、京都府医師会京都支部の正副支部長に委嘱している。従って、組合長は馬杉則知、副組合長は田中秀三（平安看護会の幹事でもある！）に決定したのである。ここでもまた、看護婦のリーダーシップをとったのは看護婦でなく、医師であったといえるのではないだろうか。

京都看護婦組合の活動をみると、その内容はたいへん多岐にわたるものであることがわかる。

はじめに、行動規範の形式という点から職務内容についてみると、規約¹⁶⁾第18条の中で、派出看護にあたっての注意事項がかかげられてい

る。その第3項に、主治医の指示なく治療に関係ある行為をしないこと、第4項に、主治医の指示なく、投薬や指示をしないこと、の2項がみられる。看護業務の取り扱うべき範囲については、現在も議論の多いところであるが、この頃から、そうした問題が生じていたのである。医師の業務から次第に分化してきたわが国の看護業務の発生、看護婦の創出の過程の反映ともいえよう。

業職倫理の確立という点では、京都府看護会連合会の時代と大した違いはみられない。同じく規約第18条では、

- (1) 患家の待遇により業務の厚薄があつてはならないこと
- (2) 患者、患家の秘密を遵守すべきこと
- (3) 不正敗徳の行為をしてはならないこと

が記されている。また、大正12年の組合総会では、京都府衛生課長自ら、派出先での看護婦の態度に対して注意している¹⁸⁾。

- (1) ともしれば医師を指示するが如き態度をとり、遂に治療方針を誤る場合があること
- (2) 患家に対し、自分の名を変更する者が多数いること
- (3) 丁寧、親切、柔和な態度に欠けること
- (4) 患家より差し出される食事につき苦情をいう者が多いこと

真に近代的な意味での職業倫理の確立には非常に長い時間を必要としたことがわかる。再三、再四、同じことを繰り返し注意しなければならなかった指導者層の忍耐がしのばれる。

第2に、職務上の自律性という点では、4つほどの目にとまる活動があった。

- (1) 全国一定の看護婦規則を公布するよう、京都府知事を経て内務大臣に建議する決議を大正3年1月の総会であげたこと¹⁹⁾
- (2) 伝染病舎の付添看護婦のための寝室設置を要求したこと（労働条件の改善の活動といえる）²⁰⁾
- (3) 看護婦互助規程を制定し、相互扶助を図ったこと²¹⁾、これは実質的には“保険”であった。少し詳細に述べるとその内容は以下のようなものであった。
 - (a) 互助金贈与の対象者等
 - (i) 職務上法定伝染病に感染し、または負傷のため1カ月以上の休業を必要とする者
 - (ii) 同理由によって死亡した者
 - (iii) 結核により廃業するにいたった者、または流行性感冒に罹り1カ月以上の休業を要する者
 - (iv) これら以外の疾病に罹患し負傷した者で休業1カ月以上に及び、なお静養を必要とする場合
 - (v) 火災、震災、水害等の自然による厄難、または非常時、その他本人の責任上当然扶養すべき直系尊属（配偶者を含む）の死亡の場合において、情状悲惨と認められる場合
 - (b) 財源
組合員1人当り月5銭の互助費
看護婦会より会員1人につき月30銭をもって寄贈する篤志金
寄付金の3種類であった。
 - (c) 互助金の贈与標準（表4参照）

表4 大正10年制定の京都看護婦組合互助金贈与標準

互助種別	組合加入後 3年未満	同じく5年未満	同じく7年未満	同じく10年未満	同じく10年以上
病毒感染又は 負傷したる者	20円以内	30円以内	50円以内	75円以内	100円以内
死亡したる者	100円以内	200円以内	300円以内	400円以内	500円以内

この互助規定が実施されたのは、大正10年10月のことであり、健康保険法制定の前年であった。看護婦の間で、互助“保険”制度が早い時期に実施されていたことは、それだけ看護婦がつねに生命の危険にさらされていたのである。ちなみに、大正12年末までの約2年間に互助金をうけた人は26名いるが、傷病名の不明な7名を除く19名中、13名は腸・パラチフスであり、肺結核・流行性感冒各2名、慢性腸カタル、肺カタルが各1名と、圧倒的に「職務上法定伝染病に罹患」していることがわかる。

(4) 看護料金の制定

表5を参照してほしい。改定されていく経過を、疾病分類の変更とともに示した。大正1年の組合の歳入歳出予算書によれば、書記の報酬は月3円50銭、使丁は1円50銭であったから、看護料金は安いものではなかったといえるだろう。

看護婦は自分たちの技術料の決定に参加している。府による認可ではあっても、まったく上部の決定をそのまま受け取らねばならない状況はない。京都府看護会連合会の頃と比べ、一步後退した感がないわけではないか、それは逆にみれば、より社会性を強めたためであるともいえる。ともか

く、看護料決定のシステムの中に看護婦が重要な位置を占めていることは意義のあることであろう。

第3に、教育訓練については、3種類の方法で行なわれていた。

- (1) 修身講話²²⁾これは大正2年1月から奇数月の20日に催された。内容ははっきりしないが、修身というところから、職業倫理に関係するものであったと考えられる。
- (2) 看護婦講習会²³⁾受講資格は一致会所属会会員および徒弟で、ことに無資格者や徒弟を対象とした（一致会というのは、京都看護婦組合中の業務団体ということである）。甲種、乙種の2種類があり、甲種は京都府看護婦試験受験希望者に対して、看護学、伝染病、小児病看護法、治療介補、衛生学、急救処置、機械学、手術介補、繃帯学、解剖及生理学、その他実地という内容で行なわれた。時間は日曜日以外の毎夕4時から6時であり、2カ月間で修了するものであった。これは大正4年に1回だけ施行された。
- (3) 組合総会時の学術講演「乳児の人工栄養に就て」、「結核患者病床に就て、ならびに消毒上の注意」、「熱性病に対する食餌」、「子宮破裂に就て」などが行なわれた。

表5 看護料金の変遷

疾病・分類		決定年月	T. 5. 8		T. 8. 8	T. 10. 2	
			T. 1. 7	正 看			准 看
1	普通病		70~80銭	80銭	40銭	1円20銭	1円60銭
2	ジフテリア・丹毒		80銭~1円	1円	60銭	1円30銭	1円80銭
2	精神病・肺炎・濃漏性眼炎		—	—	—		
3	猩紅熱・腸チフス・パラチフス		1円~1円20銭	1円20銭	80銭		
3	肺・咽・喉頭以外の結核性疾患 インフルエンザとこれに起因する疾患		—	—	—	1円50銭	2円
3 ↓ 4	赤痢・痘蒼 肺・咽・喉頭結核 流行性脳脊髄膜炎		1円~1円20銭	1円20銭	80銭	1円70銭	2円30銭
4	疫痢		—	—	—		
3 ↓ 6	発疹チフス		1円~1円20銭	1円20銭	80銭	3円50銭	3円50銭
3 ↓ 5	ライ					3円	3円
4 ↓ 5	コレラ		1円50銭~2円	2円	1円		
5 ↓ 6	ペスト		2円50銭~3円	3円	1円50銭	3円50銭	3円50銭
但書			届出を要する伝染病疑似症は当該伝染病と同じ料金	准看料金は T. 8. 4 の改正で廃止	病類変更をした	官公立病院・隔離病舎付近のコレラ 2円50銭赤痢 2円まで下げること可市内・紀伊郡以外は1割増料金患者2名以上を1人で看護するときは2割増料金	
物 価			米価(東京) 1石 20.72円	米価(東京) 1石 19.76円 (ただし T. 6)			
賃 金 (日給)			東京砲兵工廠 (男工) 88銭 製糸女工 26銭		判任官 1円42銭 陸軍工廠男職工 1円29銭 // 女子職工 69銭		

教育訓練について知り得たものは以上であり、系統だった、継続的なもの、長期にわたる看護婦養成というものはなかったらしい。派出看護婦たちの「現任訓練」が少しずつでも手がついていたことだけでも評価するべきであろう。看護婦組合そのものが、学校ではないからである。

第4に、公共的利益の優先ということで特別にとりあげる必要のあるものは、明治天皇の葬儀にあたって、市内に救護所が設置されたとき、そこに看護婦を派遣して無料救護にあたったこと、そして、関東大震災の救護活動に出向いたことの2点である。

以上、述べてきたように京都看護婦組合の活動は、それが法的に裏付けされた組織であることのメリットを生かしながら、様々な展開をみせた。これらの1つ1つが相互に関係しあいながら、京都での派出看護婦の地位を築いていったのだと思われる。

2-2 看護婦取締規則とその影響

職業の成立において、法的裏付けはその職業の“他者よりの承認”とみることができる。筆者はこの観点にたつて、京都府看護婦取締規則をとらえることとした。

京都において該規則が制定されたのは明治36年12月のことであった。府令第51号である²⁴⁾。前にものべたように、明治30年代の中期は、あちこちに看護婦会が設立され、そこで働く看護婦の質はピンからキリまでさまざまであった。一方に“東洋のナイチンゲール”がいるかと思えば、他方に“破徳の婦女”がいるというありさまだったわけである。

看護が世の人々に認められる最初の契機は戦争であった。クリミア戦争であり、西南の役である。そして、ことにわが国にあっては、明治27、28年の日清戦争であった。また、伝染病の大流行もまた、看護婦の威力を示すに十分であった。その力の「及ぼすところは国家的なり社会的なり」として、国民全体の認識は深まっていったのであった。それだけに看護婦の質の不均等は多くの問題を投げかけたのである。特に地域で働く看護婦の場合は、そのサービスの質そのものに監督の目が行き届かない場合が多く、より一定の質を備えた看護婦の必要性が高かったのであろう。

こうした社会的要請をうけて、教育の内容や期間を定める動きが生じたと思われる。看護婦取締規則はまさに、社会的に有用でない「看護婦」を取締り、有用な看護婦を育成せんとするものであった。だからこそ、取締規則の制定とあわせて、資格付与のための看護婦試験規則(京都府告示548号)²⁴⁾を定めているのである。

看護婦取締規則の内容の主な点は次の4項であった。

- ① 看護婦の業を営もうとするには、年令満18才以上の女子で京都府の看護婦試験に合格し、京都府の看護婦免状を持っていないなければならない。ただし、2年以上の課程の官公立学校、病院もしくは赤十字社の卒業証書を有する者には、無試験で免状を下附することがある。
- ② 看護婦は無免状の者に看護をさせてはならない。看護の方法を指示し一部の補助を行なわせるは可。

- ③ 規則施行前2年以上看護婦の業を営み、規則施行後6カ月以内に出願した者には、無試験の上、免状を下附することがある
- ④ 官公立、私立病院、伝染病隔離病舎に使用されている看護婦には適用しない
- 看護婦試験規則は

- ① 試験は毎年2回、5月と11月に実施すること
- ② 試験科目は学説——看護法、急病救護法、解剖生理の大要、伝染病予防消毒法——と実地からなり、学説に及第した者だけが実地試験を受けることができる。

というものであった。

これら2つの規則の中では、教育訓練の方法を特別に規定してはいない。むしろ、④の但書をみると、まさに派出看護婦会の中で徒弟的に訓練された者がその対象として想定されているかに考えられる。

先に看護婦組合のところでふれたように、看護婦取締規則の改正が明治45年になされ、看護婦の職業団体は自発的なものから法律によって保障されたものになっている。そして看護婦会の活動も警察行政の枠の中に組み込まれ、その監督をうけることになったわけであるが、こうした法と行政の中にあってもまだその網の目をくぐって、強制加入であるべき看護婦組合にも入らず、モグリで派出をしている看護婦会があとをたたなかったという²⁵⁾。一定の線までは影響力のあった法も、出没する「白衣の妖怪」たちにまでは、なかなかその力を行使できないのであった。それは、とりもなおさず、想像する以上に種々雑多な「看護婦」が生まれていたこ

との証に他ならない。

ところで、看護婦取締規則や看護婦試験規則が、対象外としている官公立病院、私立病院、日赤などで働いていた看護婦たちにどのような影響を与えたか、ということについては残念ながらそれを示す資料がみつからなかった。

結びにかえて

以上、看護婦の職業的確立の過程を、京都の派出看護婦を例として、専門職業の備えるべき条件という枠組みで再構成してみたが、それは次のようにまとめることができると思われる。

1) 派出看護の創始された頃、看護は高度な知識と技術の体系をもつものとして、従ってまた、医師とは車の両輪のごとく相たずさえながら患者ケアにあたるものとして考えられていた。これは京都看病婦学校の卒業生らが中心になって派出看護の道を切り開いたという事情の反映であると考えられる。

2) 看護婦の数の増加、看護婦会の増加に伴って、看護の質低下がもたらされた。伝染病の流行に対処するため各市町村で速成の看護婦が大量に創り出されたためであった。各看護婦会の業務は統一がなく、看護を社会に定着させるには不利な条件であった。そのため、京都府看護会連合会が結成された。連合会は、看護料金を統一し、看護日誌や温度表も同じものを使うなど、業務統一を強く志向した。また、一定の行動規範の形成という観点からは、看護婦の乱脈乱行を戒める文章を出すなどの努力がみられた。

3) 看護婦取締規則の改正に伴って京都看護

婦組合が結成され、京都府看護会連合会は解散した。組合は看護の職務内容を禁止事項という形で提示したり、職業倫理の確立に努めるなど、行動規範形成には一層の努力をした。職務上の自律性という点では、全国一定の看護婦規則の制定を求める決議、労働条件の改善、看護婦互助“保険”の制定、看護料金の改定等の動きがみられた。教育訓練に関してはさほどみるべきものはなく、系統的・長期にわたるものはない。公共の利益優先についていえば、看護活動そのものがそれと切り離せない性格のものであるが、しいて挙げれば大典の救護班活動、関東大震災の救護活動などがある。

4) 看護婦取締規則は市井に出没する未熟練の看護婦を取締るためのものとして、一定の効果をあげたが、この法の目を逃れて暗躍する派出看護婦会もあった。一方、試験制度をもうけることによって、看護婦の質の標準化が図られ、「有免許看護婦」の活動を保障した。

5) 派出看護婦のリーダーシップは京都府看護会連合会ができるまでは看護婦がもっていたが、同会が明確な職業団体としてその影響力を持ち始めるに従い、それは医師に委ねられていった。初期の高邁な精神をもった看護婦の拡大再生産が順調に進まなかったためであろう。それというのも、開業医制を基調とする日本の医療風土はそうした看護婦を受入れる余地が少なかったためと考えられる。

6) これを反映してか、今回取り扱った材料に関していえば、内容の充実した教育・訓練のシステムが首尾よく運営されたということはない。この辺りのことが、現在、われわれが

つき当り、悩んでいる問題の根源となっているのではないだろうか。

7) 組織上部のリーダーが医師であったとはいえ、連合会や組合のさまざまな活動はみるべきものがある。それが看護婦1人1人の志向の集積であることを考えるとき、彼等がたとえ無意識的であったとしても、看護の職業的確立への一段階として大きな意義のあるものとして評価することができる。

参考文献

- 1) 土曜会歴史部会, 日本近代看護の夜明け, 医学書院, 1973.
- 2) 松田陸子, 看護婦の創生と京都看護婦学校, 立命館文学, 221, 1963.
- 3) 京都医事衛生誌, No. 571, p. 24, S. 16. 10.
- 4) 天野洋子, 看護婦の労働と意識—半専門職の専門職化に関する事例研究, 社会学評論, 22 (3), 1972.
- 5) 京都医事衛生誌 No. 30 p. 17~18 M. 29. 9
- 6) 同 No. 232 p. 52 T. 2. 7
- 7) 同 No. 19 p. 25 M. 28. 10
- 8) 同 No. 62 p. 19 M. 32. 5
- 9) 同 No. 22 p. 10~11 M. 29. 1
- 10) 同 No. 62 p. 28~30 M. 32. 5
- 11) 同 No. 129 p. 31 M. 37. 12
- 12) 同 No. 164 p. 24~26 M. 40. 11
- 13) 同 No. 202 p. 61 M. 44. 1
- 14) 同 No. 188 p. 25~26 M. 44. 11
- 15) 同 No. 197 p. 19 M. 43. 8
- 16) 同 No. 221 p. 11~21 T. 1. 8
- 17) 同 No. 218 p. 23~24 M. 45. 5
- 18) 同 No. 346 p. 29 T. 12. 1
- 19) 同 No. 239 p. 43 T. 3. 2
- 20) 同 No. 314 p. 20 T. 9. 5
- 21) 同 No. 322 p. 35~36 T. 10. 1
- 22) 同 No. 226 p. 66 T. 2. 1
- 23) 同 No. 251 p. 31~32 T. 4. 2

- 24) 同 No. 117 p. 9~11 M. 36. 12
- 25) 同 No. 240 p. 58 T. 3. 3
- 26) 厚生省医務局編 看護制度史年表, 1960.
- 27) 厚生省医務局編 医制80年史, 1955.
- 28) 東京都 東京都衛生行政史, 1961.
- 29) 中里竜瑛 日本看護史, 文光堂, 1949.
- 30) 木下安子 近代日本看護史, メジカルフレンド, 1969.
- 31) 井上なつゑ 日本の看護歴史(2), 看学誌, 1(3), 1946.
- 32) 福地重孝 日本の看護婦史形成の流れ, 看学誌 28(1), 1964.
- 33) 富岡次郎 看護婦の歴史的位罫づけ, 看学誌 28(3), 1964.
- 34) 日本科学史学会編 日本科学技術史大系(24), p. 296~310, 1965.
- 35) 京都市医師会 京都市医師会五十年史, 1943.
- 36) 蒲原宏 新潟県助産婦看護婦保健婦史, 1967.
- 37) 村上信彦 明治女性史, 中巻後編女の職業, 理論社, 1971.